

2024年1月 11 日

お客様各位

新電力新潟株式会社

2024 年能登半島地震により被災されたお客さまに対する

電気料金等の特別措置について

2024 年能登半島地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社では、この能登半島地震により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

記

1. 特別措置の対象地域

■災害救助法適用市町(12市1町)

新潟県:新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

■隣接市町村(5市5町2村)

新潟県:新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村

福島県:南会津郡只見町

2. 特別措置の内容

以下の各社が適用する内容と同様といたします。

東北電力株式会社

東北電力ネットワーク株式会社

3. 特別措置の申込み方法

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

○連絡先 :025-228-3911

○受付時間 :平日 9:00~17:45 (12:00~13:00 および年末年始を除く)

【参考】

- 電気料金等の特別措置について 経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240105001/20240105001.html>

- 電気料金等の特別措置について 内閣府

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

- 令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について 東北電力

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1238342_2558.html